

総行住第 146 号
令和 3 年 12 月 1 日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿
各指定都市住民基本台帳担当局長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

戸籍の附票の記載事項の追加等に係る質疑応答について

戸籍の附票につきましては、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。)により、記載事項の追加等がなされ、その施行日は、令和 4 年 1 月 11 日(以下「施行日」という。)とされたところです(令和 3 年 11 月 25 日公布「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(令和 3 年政令第 312 号))。この政令の公布等に伴い、「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について」(令和 3 年 12 月 1 日付け総行住第 145 号通知)を発出したところですが、職務上の参考とするため、戸籍の附票の記載事項の追加等に係る質疑応答について、下記のとおり作成しましたので、通知します。

貴職におかれては、域内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

(問 1) デジタル手続法において、戸籍の附票の記載事項に「出生の年月日」及び「男女の別」を追加することとした趣旨は何か。

(答) 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現するため、国外転出後も消除されない戸籍の附票に本人を同定するために必要な基本 4 情報(氏名、出生の年月日、男女の別及び住所)を記載し、これを国外転出後のマイナンバーカード・公的個人認証の利用の基礎となる認証の基盤として活用するため、戸籍の附票の記載事項に「出生の年月日」及び「男女の別」を追加することとしたも

の。

※ 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用は、デジタル手続法の公布の日（令和元年5月31日）から5年を超えない範囲内において政令で定める日より施行されることとしている。

（問2） 本人等の請求による戸籍の附票の写しの交付について、特別の請求がある場合を除き戸籍の表示（本籍及び筆頭者の氏名）、在外選挙人名簿に登録された旨及び当該登録された市町村名（以下「戸籍の表示等」という。）の記載を省略することができるとした趣旨は何か。

（答） 戸籍の附票に「出生の年月日」及び「男女の別」が記載事項として追加され、個人を確実に特定できる基本4情報が記載されることを踏まえ、個人情報の保護の観点から、戸籍の附票の写しの交付対象（表示）事項を限定することができることとし、住民票の写しの交付と同様の取扱いとしたもの。

（問3） 改正前の住民基本台帳事務処理要領では、「第3-1-(2)-イ」において「戸籍に記載又は記録されている者の名について記載する。同一戸籍にある者は、必ず同氏であるから氏の記載は必要ない。」とされていたが、「戸籍に記載又は記録されている者の氏名について記載する。」と改正した趣旨は何か。

（答） 各人ごとの氏の記載がない場合、戸籍の表示の記載を省略した戸籍の附票の写しの交付において、筆頭者の氏名の記載が省略されることにより、本人の氏を確認できなくなってしまうため、各人ごとに氏を記載しない取扱いを改め、氏名を記載することとしたもの。

ただし、戸籍の附票の写しの交付において、筆頭者の名の記載のみを省略し、氏の記載を表示できる場合には、各人ごとの氏名の欄を名の記載のみとして差し支えない。

なお、現在、戸籍附票システムについて、標準仕様書の検討が行われており、その中で戸籍の附票の写しの様式の統一が検討されている。

（問4） 施行日以前の戸籍の附票の除票に「出生の年月日」及び「男女の別」を記載する必要があるか。

（答） 戸籍の附票の除票は、当該戸籍の附票の除票に係る戸籍の附票において過去に公証していた事項について公証するものであるから、その記載については、原則として、修正を行うことは認められない。したがって、「出生の年月日」及び「男女の別」の記載が追加される施行日以前に消除又は改製された戸籍の附票の除票については、「出生の年月日」及び「男女の別」を記載することはできない。戸籍の附票から除かれた者についても同様である。

(問5) 施行日後に戸籍の附票の除票の写しを交付する場合、戸籍の表示等の記載を省略する必要があるのか。

(答) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第21条の3第5項の規定により、戸籍の附票の除票の写しの交付についても住民票の写し等の交付と同様の取扱いとされており、例えば、本人等の請求による場合、特別の請求がない限り、戸籍の表示等の記載は省略して交付する必要がある。

(問6) 紙の戸籍の附票の除票の写しの場合、戸籍の表示等の記載はどのようにして省略することが適当か。

(答) マスキング(黒塗り)で対応することが適当である。

(問7) 紙の戸籍の附票の除票の写しの交付において、住所欄が「本籍と同じ」となっている場合、本籍の記載を省略すると住所が確認できなくなるが、どのように処理すればいいか。

(答) この場合には、本籍の記載が表示されていないと、住所が確認できないため、請求者に説明し、特別な請求又は必要である旨の申出をしてもらい、本籍を含む戸籍の表示の記載を明らかにして交付することが適当である。

(問8) 紙の戸籍の附票の除票の写しの交付において、各人ごとの氏の記載がない場合、筆頭者の氏名の記載を省略した場合、本人の氏を確認できなくなるが、どのように処理すればいいか。

(答) 本人の氏を確認できるよう、筆頭者の名の部分のみをマスキング(黒塗り)などにより省略した上で交付する、若しくは、請求者に説明し、特別な請求又は必要である旨の申出をしてもらい、筆頭者の氏名を含む戸籍の表示の記載を明らかにして交付することが適当である。